

毎週火、金曜日発行（但休日になると、は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県退職手当支給条例の施行細則の一部改正
- ◇告示 土地の公用廃止
- ” 土地改良事業計画書の縦覧
- ” 土地改良区の定款変更の認可
- ” 草地造成改良事業補助要綱
- ◇公安規則 幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正
- ◇公告 あんま師、はり師、きゆう師試験の実施
- ◇雑報 市町村職員共済組合会の招集

規則

鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二号

鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則の一部を改正する規則

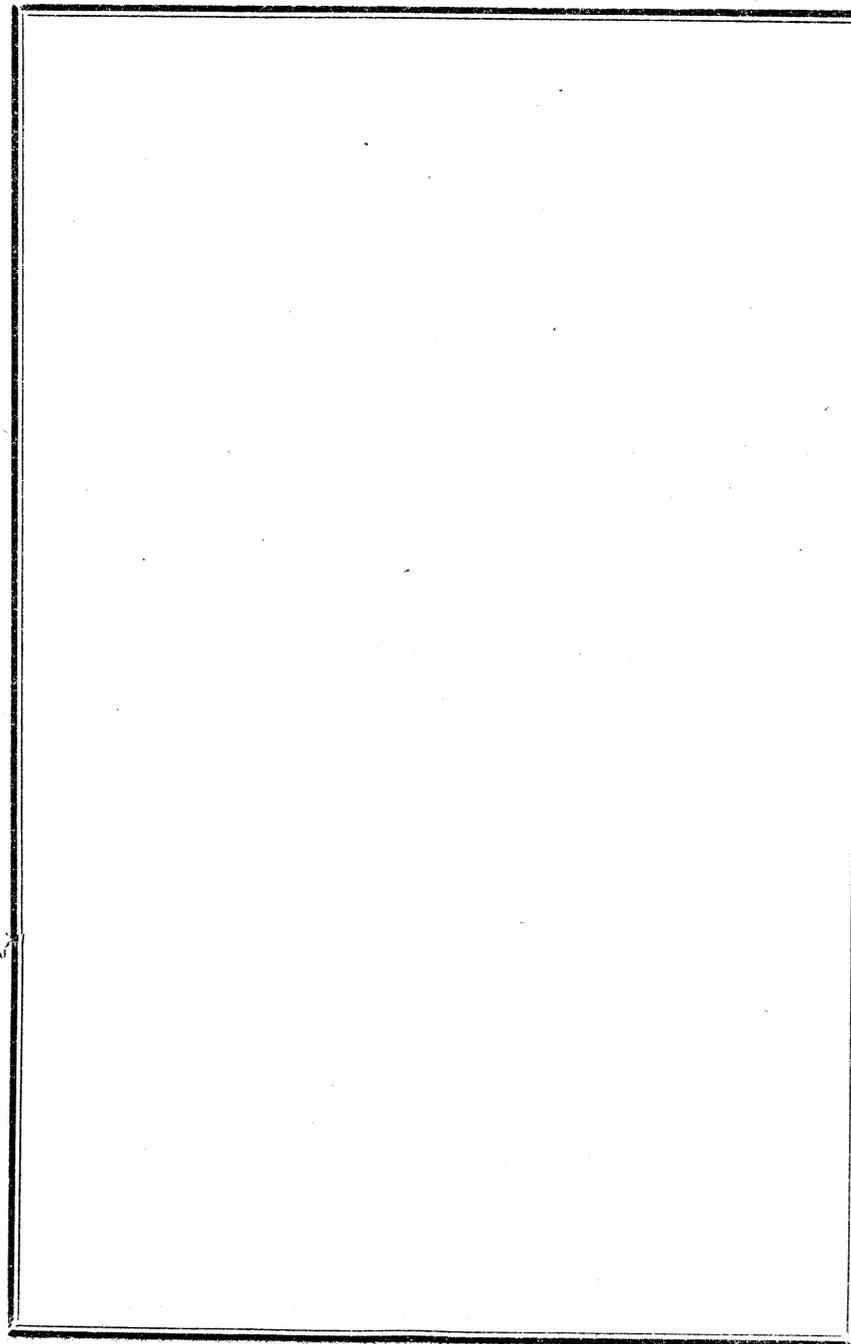
鳥取県職員退職手当支給条例の施行細則（昭和二十四年八月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

この規則中「勤務地手当」を「暫定手当」に改める。

第一条中「（市町村立の学校職員については、県教育委員会。以下同じ。）」を削り、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 公務に因り死亡したことを証明することができる書類（公務死亡に因る退職の場合に限る。）

別記第一号様式を次のように改める。



退職手当金額計算書

下記のとおり取り調べたので、給与されたく、関係書類を添えて内申する。

年 月 日
所属長職氏名印

添付書類 1.履歴書 2.診断書及び症状の経過を記載した書類
3.戸籍謄本 4.退職所得に関する申告書

元職名

氏名

現住所

退職年月日 年 月 日

退職事由

勤続期間 年

給料月額 月給 等級 号給 円
日給 円の8割相当額の25日分 円
月手当 円の8割相当額 円

普通退職	60	年	円
	100		円
の場合の	65	年	円
	100		円
退職手当	70	年	円
	100		円
の場合の	65	年	円
	100		円
退職手当	計	年	円
	1年以上5年以下の場合		50
の場合の	100	年	円
	6年以上10年以下の場合		75
退職手当	100	年	円
	計		円

傷い疾病による退職等の場合の退職手当	90	年	円
	100		円
の場合の	105	年	円
	100		円
退職手当	120	年	円
	100		円
の場合の	105	年	円
	100		円
退職手当	計	年	円
	120		円
の場合の	100	年	円
	130		円
退職手当	100	年	円
	140		円
の場合の	100	年	円
	130		円
退職手当	計	年	円
	100		円

整理退職等の場合の退職手当	120	年	円	
	100		円	
の場合の	130	年	円	
	100		円	
退職手当	140	年	円	
	100		円	
の場合の	130	年	円	
	100		円	
退職手当	計	年	円	
	最低保障額		円	
の場合の	給料	円	270	円
	扶養手当	円	360	円
退職手当	暫定手当	円	450	円
	計	円	540	円
の場合の	100	年	円	
	100		円	

死亡退職の場合の加算額

予告を受けない場合の退職手当

失業者の退職手当既支給額

支給決定額

退職手当	氏名	続柄	支給決定額	円
受給遺族				円
				円

記号番号 裁定年月日

裁定者	合議	主査

勤続期間の内訳

在職期間	始	年	年	年	年	年	年	年	年	合
	終	月	月	月	月	月	月	月	月	計
事由	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	か	か	か	か	か	か	か	か	か	
年月数	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	

除算期間	始	年	年	年	年	年	年	年	年	合
	終	月	月	月	月	月	月	月	月	計
事由	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
	か	か	か	か	か	か	か	か	か	
年月数	年	年	年	年	年	年	年	年	年	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	

起案年月日	
原簿	
裁定通知書	
施行年月日	
施行者印	

00852

第2999号

報

公

鳥

取

鳥

金曜日

昭和34年2月27日

8

第一号様式

退職手当金額計算書									
下記のとおり取り調べたので、給与されたく、関係書類を添えて内申する。									
年 月 日 所属長職氏名印									
添付書類	1.履歴書 2.診断書及び症状の経過を記載した書類 3.戸籍謄本 4.退職所得に関する申告書 5.公務死亡を証明する書類								
元職名									
氏名									
現住所									
退職年月日	年 月 日								
退職事由									
勤続期間	年								
給料月額	月給	等級	号給	円					
	日給	円の8割相当額の25日分			円				
	月手当	円の8割相当額			円				
普通退職及び25年以上30年未満勤続の場合の退職手当	100	年			円				
	100				円				
	110				円				
	100				円				
	120				円				
100				円					
	257.5				円				
100				円					
計				円					
1年以上5年以下の場合	60				円				
	100				円				
	75				円				
6年以上10年以下の場合	100				円				
	125	年			円				
	100				円				
20年以上25年未満勤続退職等の場合の退職手当	137.5				円				
	100				円				
	150				円				
100				円					
	137.5				円				
	100				円				
計				円					
整理退職等の場合の退職手当	150	年			円				
	100				円				
	165				円				
	100				円				
	180				円				
100				円					
	165				円				
	100				円				
計				円					
最低保障額	給料	円	270	円					
	扶養手当	円	360	円					
	暫定手当	円	450	円					
	計	円	540	円					
最高限度額(給料月額の $\frac{600}{100}$)	円								
予告を受けない場合の退職手当	円								
失業者の退職手当既支給額	円								
支給決定額	円								
退職手当受給遺族	氏名	続柄	支給決定額						円
記号番号			裁定年月日						円
裁定者	合 議 主 査								
在職期間	始	年	年	年	年	年	年	年	合
		月	月	月	月	月	月	月	計
	終	日	日	日	日	日	日	日	
		か	か	か	か	か	か	か	
	期	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	
		で	で	で	で	で	で	で	
	事由								
	年月数	年							
		月							
除算期間	始	年	年	年	年	年	年	年	合
		月	月	月	月	月	月	月	計
	終	日	日	日	日	日	日	日	
		か	か	か	か	か	か	か	
	期	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	
		で	で	で	で	で	で	で	
	事由								
	年月数	年							
		月							
起案年月日									
原簿									
裁定通知書									
施行年月日									
施行者印									

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九十三号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十四年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 場 所 米子市祇園町二丁目一三ノ三

二 地目又は品目 田

三 面積又は数量 一・一坪

関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第九十四号

昭和三十三年八月二十六日付で西伯郡岸本町小町姉尾義
弘ほか十五人の中から申請のあつた小町土地改良区の
設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を

審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（
昭和二十四年法律第九十五号）第八條第四項の規定に
より、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年二月二十七日から同年三月十八日までの

二十日間とする。

三 縦覧の場所

西伯郡岸本町 岸本町役場

鳥取県告示第九十五号

昭和三十三年八月二十六日付で西伯郡岸本町立岩中根徳
治ほか十四名の者から申請のあつた立岩土地改良区の設
立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審

査した結果、これを適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八條第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十四年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧に供する期間

昭和三十四年二月二十七日から同年三月十八日までの二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

西伯郡岸本町 岸本町役場

鳥取県告示第九十六号

穴鴨土地改良区の定款変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、昭和三十四年二月二十四日認可した。

昭和三十四年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十七号

本高土地改良区の定款変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、昭和三十四年二月二十四日認可した。

昭和三十四年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十八号

草地造成改良事業補助要綱を次のように定める。

昭和三十四年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

草地造成改良事業補助要綱

第一 知事は、自給飼料を増産確保するために草地を改良する目的をもつて、鳥取県補助金等交付規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」と

いう。）及びこの要綱の定めるところにより、市町村又は農業協同組合に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

第二 この要綱による補助金の交付の対象となる経費は次のとおりとし、その補助率は当該経費の三割以内とする。

一 障害物除去費

二 起土、整地費

三 土じよう改良資材購入費

四 牧野種子購入費

第三 規則第五條の規程により補助金交付申請書に添付すべき当該補助事業の事業計画書及び収支予算書は、それぞれ別記様式第一号及び別記様式第二号とする。

第四 規則第七條第二項により補助金の交付を決定する場合に附する条件は、次のとおりとする。

一 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（ただし、別

に定める軽微な変更は除く。）をしようとする場合

ロ 補助事業の内容の変更をしようとする場合

ハ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

二 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合においてはすみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

第五 第四第一項の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更の内容及び理由を記載した補助事業変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

第六 第四第一号イの「別に定める軽微な変更」とは、

第二第一号から第四号までに掲げる経費に係る各補助金の相互間における経費の流用による一の補助金の十パーセントをこえる増減以外の変更とする。

第七 補助事業が完了したときは、事業主体は、規則第十八條に規定する補助事業実績報告書（別記様式第三号）に事業成績書（別記様式第一号）及び収支精算書（別記様式第二号）を添えて、知事が別に定める日まで

に提出しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和三十三年度分の補助金から適用する。

2 草地改良事業補助要綱（昭和三十三年三月鳥取県告示第百三十六号）は、昭和三十三年三月三十一日限り廃止する。

別記様式第号 1

事業計画書（事業成績書）

4 事業の内容及び経費の配分

事業地区名	事業施行主体名	施業面積	事業の内容及び経費の配分				備考
			事業種目	別業面積	遂行期間	タ当単価	
障害物除去	除草導入	肥料	土壌改良	土壌改良	除草導入	事業費の内訳	備考
						事業費の内訳 国庫補助金 県費 その他	

□ 経費の算出基礎

事業種目	種目内容	種目別施業面積	数量	単価	金額	備考
障害物除去	人 機					
起土、整地	人 機					
	炭カ 肥料					
土じょう改良	オーチャード赤クローバー					
	〇〇〇〇〇					
牧草導入	〇〇〇〇〇					
	〇〇〇〇〇					
	計					
合 計						

別記様式第2号

収入 収支予算書 (収支精算書)

区分	予算額 (精算額)	前年度予算 (予算額)	比増△減	摘要
補助金				
市町村費				
(事業者負担)				
計				

支出

区分	予算額 (精算額)	前年度予算 (予算額)	比増△減	摘要
障害物除去				
起土				
整地				
土じよう改良資材				
炭カル				
磷酸				

別記様式第3号

昭和 年 月 日

申請者住所

氏名

印

鳥取県知事 氏名 殿

昭和 年度草地造成改良補助金実績報告書

昭和 年 月 日付 第 号によつて交付の決定通知を受けた草地造成改良事業は、下記のとおり実施したので鳥取県補助金交付規則第19条により報告します。

記

添付書類

- 1 事業成績書
- 2 収支精算書

牧草種子				
計				

公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長

堀

安

成

文

鳥取県公安委員会規則第一号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表 二 鳥取県米子警察署の項中

五七	坊嶺	大字坊嶺	大字坊嶺、佐摩、今在家、前、豊房、飯戸、官内、平及び赤松のうち小字種原
五七	坊嶺	大字坊嶺	大字坊嶺、佐摩、今在家、前、豊房、飯戸、官内、平及び赤松のうち小字中瀬原、明間
五七	坊嶺	大字坊嶺	大字坊嶺、佐摩、今在家、前、豊房、飯戸、官内、平及び赤松のうち小字種原

を

に、

六二	削除		
六三	米子市彦名町	米子市彦名町	米子市のうち彦名町
六四	夜見町	夜見町	夜見町
六五	大崎	大崎	大崎、葭津
六六	富益町	富益町	富益町
六七	和田町	和田町	和田町
六八	大篠津町	大篠津町	大篠津町
六二	削除		
六三	米子市彦名町	米子市彦名町	米子市のうち彦名町
六四	夜見町	夜見町	夜見町
六五	大崎	大崎	大崎、葭津
六六	富益町	富益町	富益町
六七	和田町	和田町	和田町
六八	大篠津町	大篠津町	大篠津町
六二	削除		
六三	米子市彦名町	米子市彦名町	米子市のうち彦名町
六四	夜見町	夜見町	夜見町
六五	大崎	大崎	大崎、葭津
六六	富益町	富益町	富益町
六七	和田町	和田町	和田町
六八	大篠津町	大篠津町	大篠津町
六二	削除		
六三	米子市彦名町	米子市彦名町	米子市のうち彦名町
六四	夜見町	夜見町	夜見町
六五	大崎	大崎	大崎、葭津
六六	富益町	富益町	富益町
六七	和田町	和田町	和田町
六八	大篠津町	大篠津町	大篠津町
六二	削除		
六三	米子市彦名町	米子市彦名町	米子市のうち彦名町
六四	夜見町	夜見町	夜見町
六五	大崎	大崎	大崎、葭津
六六	富益町	富益町	富益町
六七	和田町	和田町	和田町
六八	大篠津町	大篠津町	大篠津町
六二	削除		
六三	米子市彦名町	米子市彦名町	米子市のうち彦名町
六四	夜見町	夜見町	夜見町
六五	大崎	大崎	大崎、葭津
六六	富益町	富益町	富益町
六七	和田町	和田町	和田町
六八	大篠津町	大篠津町	大篠津町
六二	削除		
六三	米子市彦名町	米子市彦名町	米子市のうち彦名町
六四	夜見町	夜見町	夜見町
六五	大崎	大崎	大崎、葭津
六六	富益町	富益町	富益町
六七	和田町	和田町	和田町
六八	大篠津町	大篠津町	大篠津町
六二	削除		
六三	米子市彦名町	米子市彦名町	米子市のうち彦名町
六四	夜見町	夜見町	夜見町
六五	大崎	大崎	大崎、葭津
六六	富益町	富益町	富益町
六七	和田町	和田町	和田町
六八	大篠津町	大篠津町	大篠津町

を

六五	富益町	富益町	富益町
六六	和田町	和田町	和田町
六七	大篠津町	大篠津町	大篠津町
六八	大山町大山寺	大山町大字大山寺	大山町のうち大山寺及び赤松のうち小字赤松、中楨原、明間

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項の規定により、あん摩師、はり師、きゆう師試験を次のとおり行う。

昭和三十四年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験場所 鳥取保健所（鳥取市二階町四丁目）
二 試験日時

1 学科試験

昭和三十四年三月二十三日 午前九時開始

2 実地試験

昭和三十四年三月二十四日 午前九時開始

三 試験科目

1 あん摩師試験の科目

学科試験

解剖学
生理学
衛生学（消毒法を含む）
症候概論

治療一般

あん摩理論

医事法規

実地試験

あん摩実技

2 はり師試験の科目

学科試験

解剖学
生理学
衛生学（消毒法を含む）
症候概論

治療一般

あん摩理論

実地試験

あん摩実技

症候概論

治療一般

漢法概論（経穴を含む）

はり理論

医事法規

実地試験

はり実技

3 きゆう師試験の科目

学科試験

解剖学
生理学
衛生学（消毒法を含む）
症候概論

治療一般

漢方概論（経穴を含む）

きゆう理論

医事法規

実地試験

きゆう実技

4 試験科目の免除

イ はり師試験と、きゆう師試験を同時に受けようとする者は、第三号書式により共通科目の免除願を提出すること。

ロ はり師試験又はきゆう師試験合格者であつて、

あん摩師試験を受けようとする者、はり師試験合格者であつてきゆう師試験を受けようとする者又はきゆう師試験合格者であつて、はり師試験を受けようとする者は、第四号書式により既に受験した科目の免除願を提出すること。(この場合は、その試験の合格証書の写を添付しなければならない。)

四 受験資格

1 文部大臣の認定した学校若しくは厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者又はこれらの学校若しくは養成施設において、それぞれあん摩師、はり師又

はきゆう師となるために必要な課程を修了した者

2 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法第十九条第一項の規定による届出をした者(あん摩師試験のみ)

五 試験方法

試験は、学科試験及び実地試験とする。

学科試験は、筆記又は点字で行う。

六 受験願書の提出期間

二月二十日から三月十八日まで(郵送の場合は三月十八日付の消印あるものは有効)

七 受験願書の提出先

所轄保健所に提出すること。ただし、他府県居住者は鳥取県厚生労働部衛生課(鳥取市東町)あて提出すること。

八 受験手数料

鳥取県収入証紙五百円を願書上部余白にはること。ただし、他府県居住者は現金又は普通為替で納付すること。

九 提出書類

1 受験願書(第一号書式)

2 履歴書(第二号書式)

3 四に該当することの証明書

4 戸籍抄本又は戸籍謄本

5 写真(手札形とし、出願前六箇月以内に脱帽で撮影したもので、裏面に印刷した試験の種類、撮影年月日、氏名、年令を記載すること。)

十 受験票の交付

受験願書を受け付けたときは、受験票を交付する。

第一号書式

あん摩師(はり師、きゆう師)試験願

本籍

住所

氏

年月日生

あん摩師(はり師、きゆう師)試験を受けたいので、

履歴書、その他証明書及び写真を添えてお願いいたします。 年月日

鳥取県知事

殿

名

第二号書式

履歴書

本籍

住所

氏

年月日生

学歴

職歴

賞罰

右のとおり相違ありません。

年月日

氏

名

第三号書式

学科試験受験科目免除願

本籍

住所

氏名
年 月 日生

はり師試験及びきゆう師試験を同時に受けたいので、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第十九務の規定により、学科試験科目中共通なものについて、その一方の試験を免除されるようお願いします。

年 月 日
氏 名
鳥取県知事 殿

第四号書式

学科試験受験科目免除願

本籍

住所

氏名
年 月 日生

昭和何年何月何都道府県において施行されたはり師試験（きゆう師試験）に合格しているが、きゆう師試験（はり師試験、あん摩師試験）を受けたいので、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十務の規定により、受験済科目の試験を免除されるようはり師試験（きゆう師試験）合格証書を添えてお願いします。

年 月 日
氏 名
鳥取県知事 殿

雑 報

鳥取県市町村職員共済組合第二回組合会を次のとおり招集する。

昭和三十四年二月二十七日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 石 河 大 直

一 開催日時 三月五日 午前十時三十分

一 開催場所 東伯郡三朝町 溪泉閣

一 附議事項

1 議案第一号 保養所敷地の一部譲渡について

2 議案第二号 国有地の払下（取得）について

3 議案第三号 国有地の使用について

4 議案第四号 昭和三十四年度事業計画書の議決について

5 報告第一号 貸付規程の制度について

6 報告第二号 貯金規程の制度について

7 その他